

(3) 大気環境の保全

施策の目標		窒素酸化物等の大気汚染物質の排出を削減するとともに、騒音、振動及び悪臭を防止するなど、大気環境の保全を図るための目標を次のとおりとします。 ◆きれいですがすがしい空気のなかで、静かでやすらかな日常生活が営める環境を確保します。		
数値目標	目標項目	環境基準を達成した大気環境測定局の割合		
	目標値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		100 %	97 %	66 %
【数値目標の説明】 県内の大気環境測定局のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の3項目の環境基準の全てを達成した測定局の割合です。 ※ 平成14(2002)年度の大気環境測定局数は、30局(一般環境測定局24局、自動車排出ガス測定局6局)です。				

ア 大気汚染の防止

- ◆ 監視・指導の実施【環境森林部】
工場等から排出される大気汚染物質を削減するため、「大気汚染防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、立入検査の実施等により、引き続き監視・指導していきます。
- ◆ 問題発生工場等に対する調査指導【環境森林部】
大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。
- ◆ 大気汚染に係る緊急時の措置【環境森林部】
大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく措置を実施します。
- ◆ 光化学スモッグに係る緊急時の措置【環境森林部】
県内14発令地域の各関係機関と連携を図り、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。
- ◆ 光化学オキシダント予測システムの運用【環境森林部】
予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見

を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、随時、システムを見直し、予測精度の向上を図ります。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	工場・事業場の排ガス検査適合率		【目標の説明】
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	○工場・事業場への立入検査において、 大気中へ排出されるばい煙が大気汚染 防止法の排出基準に適合している割合 (2002年度の排ガス検査実施施設数： 76施設)
	100 %	100 %	

イ 自動車環境対策の推進

- ◆ 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の推進【環境森林部】
北勢地域の自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、自動車排出窒素酸化物等総量削減計画に基づき、自動車環境対策を進めます。
- ◆ 監視・調査の実施【環境森林部】
沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するため、自動車走行量調査等を実施します。
- ◆ 自動車使用管理計画の策定【環境森林部】
自動車NO_x・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を保有している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により同計画の進捗状況を把握します。
- ◆ 低公害車の普及【環境森林部】
低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を促進するため、天然ガス供給施設の整備をガス供給業者に要請するとともに、自動車NO_x・PM法対策地域内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。
- ◆ ディーゼル微粒子除去装置の導入促進【環境森林部】
健康への影響が指摘されている浮遊粒子状物質の削減を図るため、自動車NO_x・PM法対策地域内の事業者等がディーゼル微粒子除去装置を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。
- ◆ アイドリング・ストップの推進【環境森林部】
駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援及び県民へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。
- ◆ 公共交通機関の利用促進【地域振興部】
公共交通機関の利用の促進を図るため、地元や事業者と一体となって、鉄道・バスの利便性の向上や利用促進のための啓発事業を進めます。
- ◆ 交差点改良による交通渋滞の解消【県土整備部】
右折レーンの設置などの交差点改良により、交通渋滞の解消を図ります。
- ◆ 都市部での交通渋滞緩和の推進【県土整備部】
ハード面からは「新道路整備戦略」に基づき重点的に事業を進め、広域的な道路ネットワークの形成を目指し、併せて渋滞緩和を図ります。また、ソフト面からは「みえITSアクションプラン」に基づき、リアルタイムな道路交通情報提供などITを活用した対策を

行います。

◆ 交通情報提供システム (AMIS) の整備【警察本部】

北勢、中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置(光ビーコン)を整備し、交通情報板等と合わせて交通情報を提供することにより、交通流の分散を促し交通の円滑化を図ります。

◆ 交通管制システムの拡充整備【警察本部】

交通の円滑化を図るため、交通管制システムの拡充整備を行い、広域的な信号制御を実施します。

◆ 信号機の高度化改良【警察本部】

幹線・生活道路における交通の安全と円滑化を図るため、信号機の機能の高度化改良整備を進めます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	NO ₂ ・SPM環境基準達成局率		【目標の説明】 ○自動車排出ガス測定局(2002年度6局)のうち、二酸化窒素(NO ₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)がともに環境基準を達成した局数の割合
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	83%	33%	

ウ 騒音・振動の防止

- ◆ 工場・事業場に対する規制・指導等【環境森林部】
騒音規制法、振動規制法、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、市町村と連携して、規制対象工場・事業場への立入検査や指導、啓発を行います。
- ◆ 近隣騒音対策【環境森林部】
生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。
- ◆ 未規制事業場(施設)対策【環境森林部】
未規制事業場(施設)による騒音苦情の実態を把握するため、市町村との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。
- ◆ 主要道路沿道の騒音マップの作成の検討【環境森林部】
環境騒音（道路に面する地域）の地域評価を、道路に面する一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準値を超過する戸数及び超過する割合で評価する面的評価で行うとともに、沿道における騒音の状況を把握するために、主要道路沿道の騒音マップの作成について検討します。
- ◆ 公共工事現場における騒音・振動の防止【総務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部】
建設工事現場において、低騒音・低振動の建設機械の利用を促進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	騒音に係る環境基準達成率		【目標の説明】 ○道路に面する地域を除く地域における調査地点のうち、昼間・夜間とも環境基準を達成した調査地点数の割合
	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
目 標 値	80%	75%	

エ 悪臭の防止

- ◆ 工場・事業場に対する規制・指導等【環境森林部】
工場等に対して、市町村と連携して悪臭の防止の指導・啓発を行います。
- ◆ 規制地域の拡大【環境森林部】
悪臭防止対策を推進するため、濃度規制や複合臭に対応できる臭気規制の導入について、市町村に働きかけます。
- ◆ 畜産経営に起因する環境負荷の軽減【農水商工部】（再掲）
畜産経営に起因する悪臭を防止するため、地域環境保全型畜産確立推進指導協議会による巡回を実施し、施設の改修やふん尿処理方法などの技術的指導・助言を行います。
家畜排せつ物の処理施設が未整備あるいは能力不足の場合については国補助事業・県単独事業や畜産環境整備リース事業等の実施により施設整備を促進します。また、野積みや素堀などの不適切なふんの処理に対しては、家畜排せつ物法に基づく指導・助言を行い自発的な管理の改善を促します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	悪臭の規制地域を有する市町村数		【目標の説明】 ○悪臭防止法に基づく規制地域を有する市町村の数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	50 市町村	41 市町村	